

(案)

写

岡 賃 審 第 号
令和 7 年 9 月 5 日

岡山労働局長
森實 久美子 殿

岡山地方最低賃金審議会
会 長 西田 和弘

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

本日貴職から、令和 7 年 8 月 2 0 日付け岡山県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する、労働組合岡山マスカットユニオン 執行委員長 [REDACTED]、岡山県労働組合会議 議長 [REDACTED]、生協労組おかやま 副委員長 [REDACTED]、岡山県高等学校教職員組合 執行委員長 [REDACTED]、岡山県医療労働組合連合会 委員長 [REDACTED]、岡山医療生協労働組合 中央執行委員長 [REDACTED] 及び岡山県労働組合岡山地域会議 事務局長 [REDACTED] からの異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和 7 年 8 月 2 0 日付け答申どおり決定することが適当である。